

# 秋田県奨学金返還助成制度

令和8年度の  
県内就職者向けの募集を  
令和8年4月から  
開始します!

3年間で  
**最大60万円**

**助成!**

## ポイント

- ①民間企業就職者のほぼ全員が対象の「一般分(助成率2/3)」、  
②成長産業5分野に就職する大卒者等が対象の「未来創生分(助成率10/10)」の2種類を用意!!
- 募集人数の制限がありません!要件を満たす方は、全て助成対象です!!
- 正規雇用の方に限りません!中途退学された方も対象です!!
- 新卒者の方はもちろん、一定の要件を満たす既卒者の方も対象です!!

## 注意

次のいずれかに該当する方は、助成を受けることができません。

- 公務員(会計年度任用職員を含む)、独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人等に正規雇用されている方
- 秋田県外に本社がある企業等に雇用されている方で、主要な勤務地が秋田県内となっていない方(いわゆる「転勤族」の方)

## 1 助成を受ける要件

(次に掲げる、全ての要件を満たす必要があります)

(令和8年度の新卒県内就職者の例)

助成の要件	要件の詳細
1 対象となる奨学金の貸与を受けていること	(1)日本学生支援機構の奨学金【第1種、第2種】 (2)秋田県育英会の奨学金【大学月額、高等学校等、多子世帯向け、専修学校月額】 (3)県内市町村奨学金 等
2 秋田県内に、定住の意思を持って居住していること	令和8年4月1日以降に、県内居住していること
3 秋田県内で就労していること	令和8年4月1日以降、次のア～エのいずれかに該当すること ア)県内に本社がある企業等に雇用されていること イ)県外に本社がある企業等に、主な勤務地を県内に定め雇用されていること ウ)県外に本社がある企業等に雇用され、県内に居住し、リモートワーク等で勤務していること エ)県内で新たに起業し、または農林漁業等に従事していること



**令和7年度に県内就職した方も、助成対象となる場合がありますので、電話等でお問い合わせください!**

※令和6年度の新卒・中退者で令和7年度に県内就職した方。

※令和5年度以前の新卒・中退者で令和7年度に県外から県内に転入・就職した方。

## 2 「一般分(助成率2/3)」の助成 【「1」の要件を満たす方は、全て対象です】

対象者	助成率	助成金上限額	助成期間
「1 助成を受ける要件」を満たす方	年返還額の2/3	13万3千円(年額)	①奨学金貸与期間が3年を超える場合: 3年間(36か月分) ②同2年以上3年以下の場合: 2年間(24か月分) ③同1年以上2年未満の場合: 1年間(12か月分) ④同1年未満の場合: 1年間(貸与を受けていた月数分)

## 3 「未来創生分(助成率10/10)」の助成 【「特定業種」認定企業等に就職する、大卒者等が対象です】

対象者	助成率	助成金上限額	助成期間
「一般分」の対象者で、「特定5業種(①航空機、②自動車、③医療福祉機器、④情報、⑤新エネルギー)」について認定を受けた企業等に就職する、次のア)～エ)のいずれかに該当する方	年返還額の10/10	20万円(年額)	一般分と同じ

- ア) 理系の学科(理学・工学・農学・保健)を修めた大学(短大卒は除きます)卒業・大学院修了の方
- イ) 理系の学科(理学・工学・農学・保健)に類する学科を修めた大学卒業と同程度の学位等を取得した方
- ウ) 外国語(英語・韓国語・中国語・ロシア語)について、一定の資格等を有する大学(短大卒は除きます)卒業・大学院修了の方
- エ) 「工業」に属する学科を修めた高等専門学校卒業の方

## 4 応募について

秋田県移住・定住促進課 県内就職者奨学金返還助成担当あて、郵送または持参により提出してください。  
令和8年度分の申請の受付期間は、令和8年4月1日から令和9年2月20日までです。

**募集要項や申請に必要な書類については秋田県就活情報サイト「KocchAke(こっちゃんけ!)」の奨学金返還助成制度特設ページからご覧ください!**



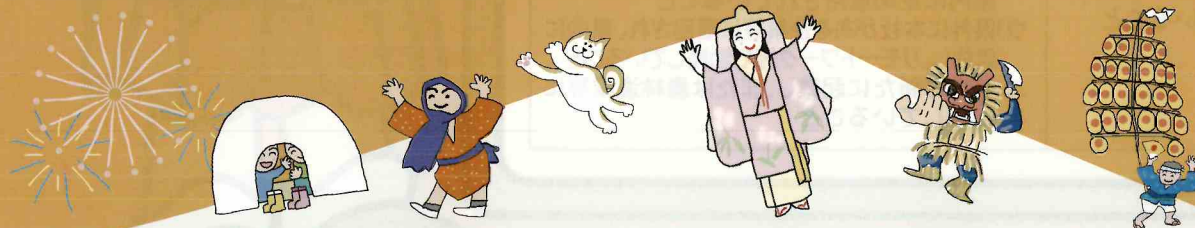
### あきた企業連携型奨学金返還助成制度 について

- あきた企業連携型奨学金返還助成制度の登録企業に令和8年度に入社し、正規雇用されていることが条件です!
  - 4年制大学等の学位取得相当以上の課程を卒業・修了している方が対象です!
- ※ 秋田県奨学金返還助成制度と併用はできません。



登録企業の一覧や詳細はこちらをチェック

**助成金 6年間で最大 120万円**



### 【申請書類の送付・持参先、お問い合わせ先】

〒010-8570 秋田市山王4-1-1 本庁舎5F

秋田県移住・定住促進課 県内就職者奨学金返還助成担当 (受付時間 平日:午前8時30分～午後5時15分)

ハロー! みな来い!

**TEL 018-860-3751 FAX 018-860-3871 MAIL iju@pref.akita.lg.jp**